

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

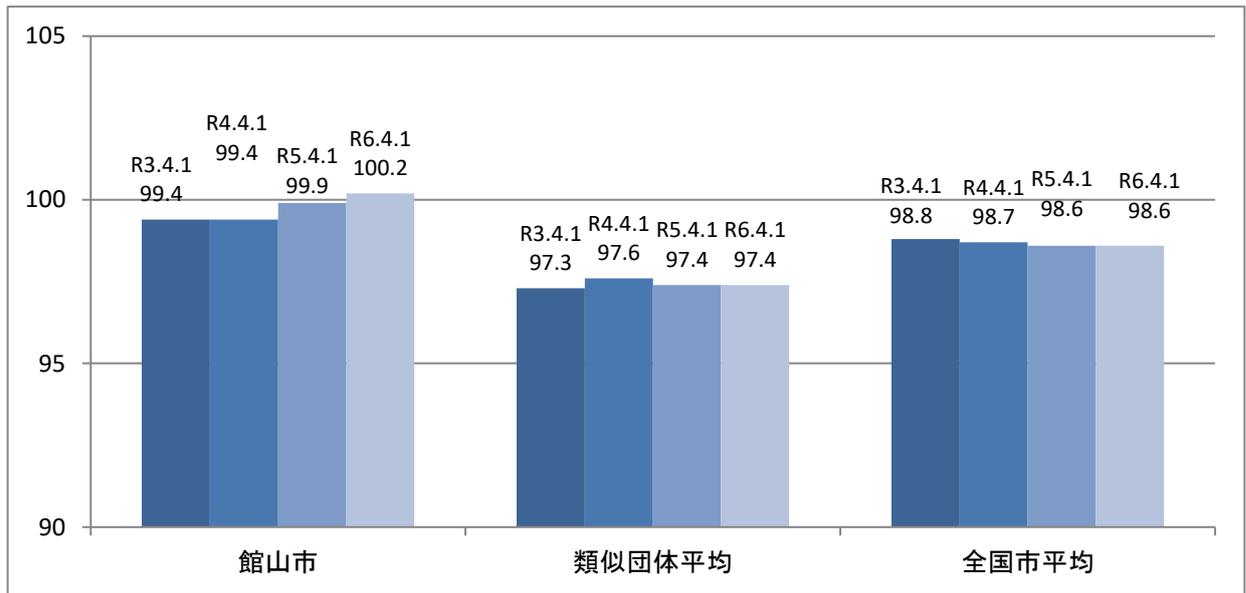
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	44,160	26,097,698	749,062	3,781,440	14.5	16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
令和5年度	396	1,478,357	206,777	575,383	2,260,517	5,708	5,874

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

#### (4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

〔**実施**〕 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)  
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については1級の全号給及び2級の一部号給(下位)については引下げなし。4級以上の高位号給は平均2.2%を上回る引き下げ。その他、5級・6級は在籍実態を考慮し増設。  
 なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準「支給なし」に対し、館山市においても「支給なし」  
 (参考)

	平成26年度 の支給	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給	平成29年度 の支給	平成30年度 の支給	令和元年度 の支給	令和2年度 の支給	令和3年度 の支給	令和4年度 の支給	令和5年度 の支給	令和6年度 の支給
		4月1日時点	適及改定後									
国基準支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
館山市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

##### ③その他の見直し内容

- ・55歳以上職員の減額の廃止  
 7級以上で55歳以上の職員は給料額、管理職手当を1.5%減額していたが、平成30年3月31日をもって廃止。
- ・管理職員特別勤務手当  
 災害への対処等緊急を要するため、平日深夜(午前0時～午前5時)までの間に勤務した場合に、6,000円を超えない範囲で支給(平成27年4月1日実施)

#### (5)特記事項

平成29年4月1日～平成30年11月30日給与独自カット。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
館山市	41.8 歳	312,326 円	352,463 円	331,471 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円	411,429 円	359,430 円
国	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
類似団体	42.3 歳	315,593 円	372,997 円	342,418 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
館山市	55.6 歳	21 人	336,457 円	365,283 円	350,619 円
うち清掃職員	55.4 歳	13 人	338,262 円	373,251 円	356,377 円
千葉県	51.7 歳	287 人	296,294 円	355,777 円	332,509 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	53.2 歳	10 人	304,456 円	329,329 円	316,820 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
館山市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.19

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
館山市	—	—	—
うち清掃職員	5,975,112 円	4,376,300 円	1.37

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
館山市	41.8 歳	309,713 円	340,823 円
千葉県	41.8 歳	356,431 円	412,158 円
類似団体	41.4 歳	306,764 円	334,561 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		館 山 市	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	169,000 円	—
	中 学 卒	166,600 円	155,300 円	—
教育職	大 学 卒	202,400 円	226,600 円	—
	高 校 卒	170,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,114 円	344,843 円	402,200 円	413,450 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	368,900 円	375,300 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	368,000 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職	大 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	377,567 円※
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

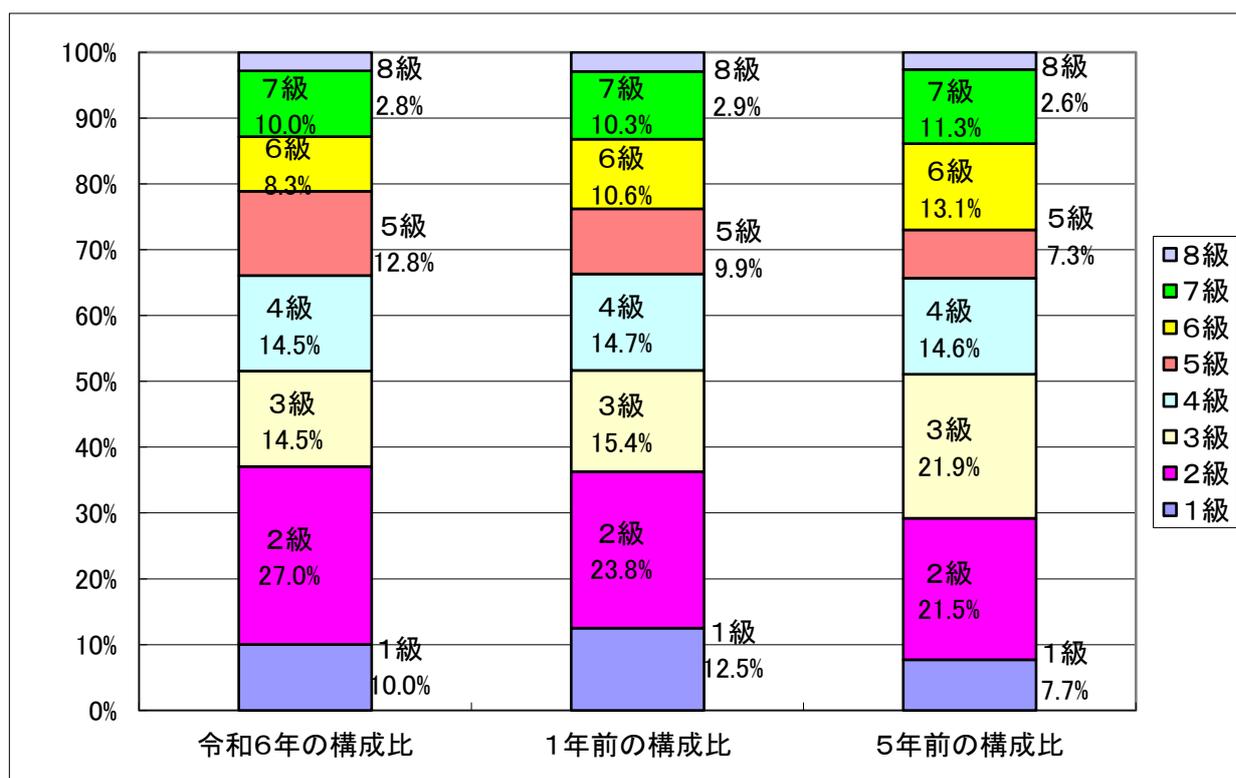
※経験年数の区分に該当する職員がいない等の場合は近似(前後1年)の職員を含めた平均額を表示  
 ただし、近似の経験年数に職員がいない等の場合は「該当者なし」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

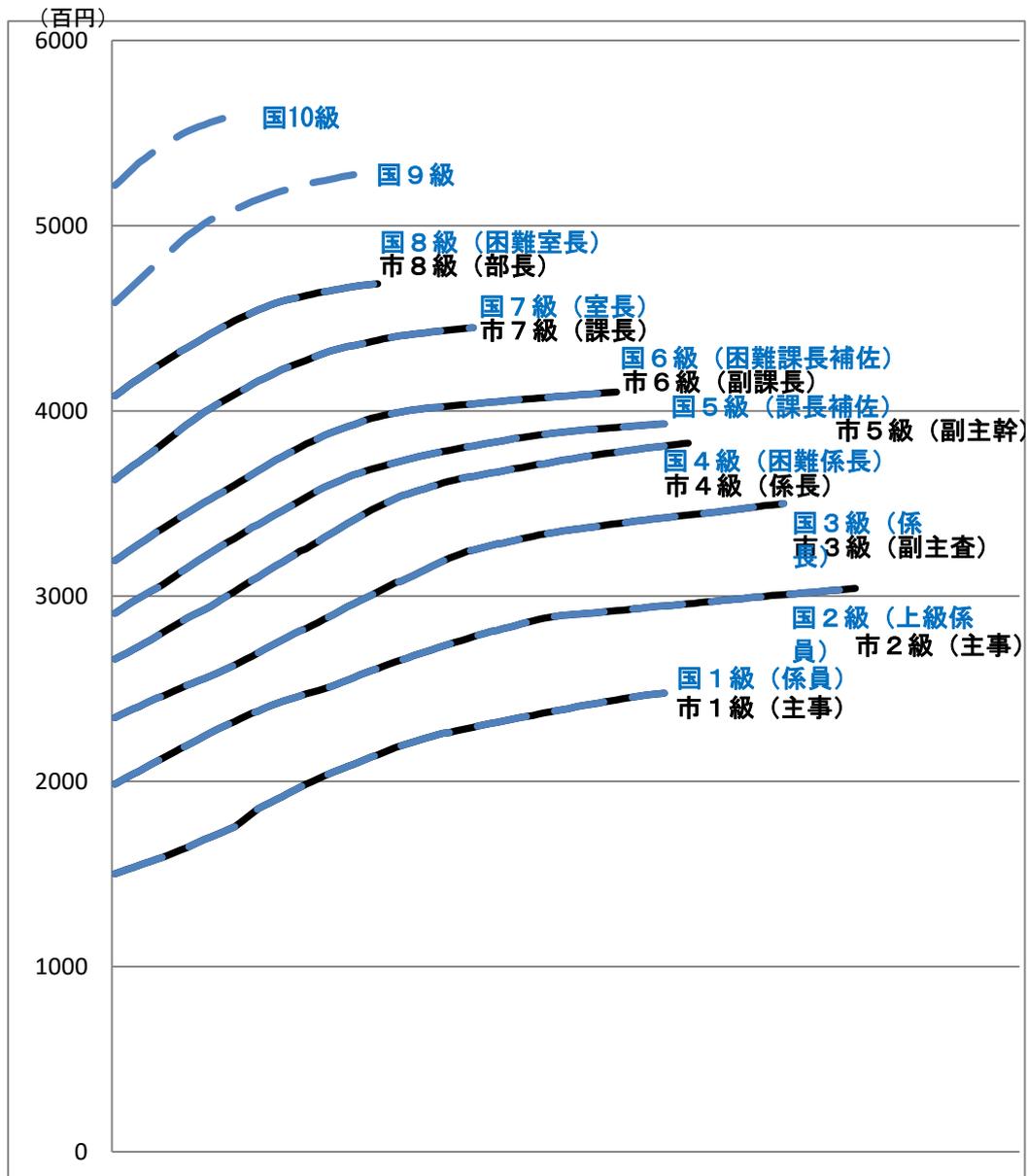
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	29人	10.0%	162,100円	249,400円
2 級	主事	78人	27.0%	208,000円	305,200円
3 級	副主査・主任主事	42人	14.5%	240,900円	351,000円
4 級	係長・主査	42人	14.5%	271,600円	383,600円
5 級	副主幹	37人	12.8%	295,400円	394,000円
6 級	副課長・主幹	24人	8.3%	323,100円	411,300円
7 級	課長	29人	10.0%	365,500円	446,200円
8 級	部長	8人	2.8%	410,300円	470,000円
計		289人	100.0%		

- (注) 1 館山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 技能労務、委員会、税務、看護保健、医療技術、保育の各職員は含まない。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況 [館山市]

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○			
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

館山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,691 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）〔館山市〕

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○			
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

##### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

館山市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額(自己都合等) 968 千円	
1人当たり平均支給額(勸奨・定年) 22,551 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給なし	-	-	0 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		341 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		14,823 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		5.3 %		
手当の種類(手当数)		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人等取扱手当	社会福祉課等	行旅死亡人等取扱作業	-	1件 1,000円
消毒作業等従事手当	健康課等	感染症の病原体消毒作業	-	1日 1,000円
危険箇所作業従事手当	清掃職員等	貯留槽、焼却炉等酸素欠乏場所等清掃作業	341	1日 1,000円
災害復旧作業等従事手当	清掃職員等	火災、風水害等非常災害時の構築物破壊又は復旧	-	1日 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	16,148 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	274 千円
支給実績(令和4年度決算)	103,755 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	264 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 1人10,000円 ○父母等 1人 6,500円 ○16~22歳までの子の加算 1人5,000円	同		34,676千円	228,133円
住居手当	○借家 [家賃16,000円超の場合]家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		24,917千円	273,816円
通勤手当	○交通機関利用 6ヶ月定期券代等を全額支給(上限無し) ○自動車等利用 距離に応じて2,000~33,100円を支給	異	○交通機関利用 国→1ヶ月55,000円を限度 ○自動車等利用 距離区分の相違により支給額が異なる	21,560千円	68,012円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき5,700円	異	国→4,200円	1,357千円	5,976円

(次頁へつづく)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合、1時間につき給料額の135%を支給	同		2,956千円	22,057円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給(時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当は支給しない)	異	支給区分と支給額の相違	26,333千円	560,277円
管理職職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が緊急の必要により休日等及び休日等以外の深夜に勤務した場合、7,000～10,000円を支給	異	支給区分と支給額の相違	43千円	21,250円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日午前5時までに勤務した職員に対し、1時間当たりの給料額の25%を支給	同		331千円	55,229円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	736,200	円	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 587,300 円
	副市長	625,500	円	816,000 円 / 594,000 円
報酬	議長	405,000	円	580,000 円 / 332,000 円
	副議長	366,000	円	510,000 円 / 290,000 円
	議員	342,000	円	480,000 円 / 260,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分		
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額(円)×在職月数×0.35	13,742,400円	任期毎
	備考	給料月額(円)×在職月数×0.25	8,340,000円	任期毎
	備考	給料月額は、月額から月額の10%分をカット。退職手当の給料月額はカット前の額		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

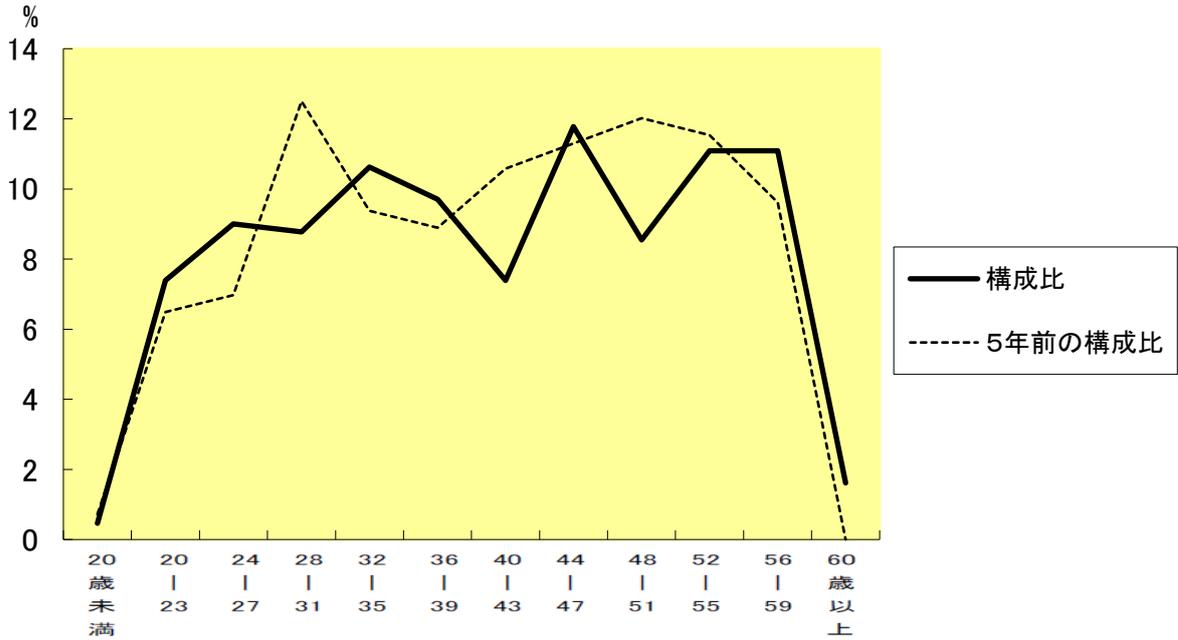
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	議会	4	4	0	
	総務企画	87	90	3	業務見直し
	税務	21	22	1	業務見直し
	民生	80	82	2	保育業務強化, 係新設
	衛生	41	39	▲2	業務見直し, 退職者不補充等
	農林水産	24	23	▲1	業務見直し
	商工	21	21	0	
	土木	36	38	2	都市計画業務強化, 公園業務強化
	計	314	319	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.23人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.21人)
	教育部門	82	83	1	業務見直し等
小 計	396	402	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.03人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.30人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下水道	7	7	0	
	その他	24	24	0	
	小 計	31	31	0	
合 計	427 [ 450 ]	433 [ 450 ]	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.05人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	32人	39人	38人	46人	42人	32人	51人	37人	48人	48人	18人	433人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 区分	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	306	307	307	316	314	319	13 (7.5%)
教育	80	78	81	78	82	83	3 (3.8%)
消防							
普通会計計	386	385	388	394	396	402	16 (6.2%)
公営企業等会計	30	30	28	30	31	31	1 (0.0%)
総合計	416	415	416	424	427	433	17 (5.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。